

## 森林病虫害等防除事業標準仕様書

### (適用範囲)

第1 この仕様書は、松くい虫防除地上薬剤散布業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、特別な指示のない限りこの仕様書に従い作業を実施しなければならない。

### (事前協議)

第2 事業実施に当たり受託者はあらかじめ監督員の指示を受け、事業実行の具体的な方法について十分協議し、事業を遂行しなければならない。

### (受託者の義務)

第3 受託者は、契約の履行にあたり、関係法規・規則等諸法令を遵守するとともに、周辺住民及び労務者等の安全確保に十分留意しなければならない。

### (薬剤散布の履行)

第4 受託者は、受託期間内に業務が完了するよう、円滑に効率的に業務を実施しなければならない。

2 受託者は、設計図書に示された箇所の松林の薬剤散布を適正に実施しなければならない。

#### 3 薬剤散布

(1) 薬剤は所定の濃度に5分間以上攪拌して希釈し、噴霧器により松の梢端部にむらなく十分に付着するよう散布すること。

(2) 散布は、強風時を避けるとともに、風向き等を考慮して、散布した薬剤が区域外に散逸しないよう十分注意すること。

(3) 降雨中または降雨直後及び散布後に降雨が予想される時や、霧が発生している時は、散布を行わないこと。

(4) 散布対象箇所においては、散布時に注意標識を立てて利用者等に注意を促すとともに、早朝散布(AM4:00～AM7:00)で実施し付近住民および利用者の迷惑にならないよう作業を実施すること。また、必要に応じて交通規制等の措置を講ずること。

### (その他)

第5 上記のほか、必要な事項については監督員の指示を受けること。